越谷市における通所介護等を提供しない休日及び夜間等に、指定通所介護事業者等が、指定通所介護事業所等の人員及び設備を活用して、保険外サービスを提供する場合の取扱いに関する指針

令和８年１１月９日市長決裁

１　目的

越谷市における通所介護等を提供しない休日及び夜間等に、指定通所介護事業者等が、指定通所介護事業所等の人員及び設備を活用して、保険外サービスを提供する場合の取扱いに関する指針（以下「指針」という。）は、越谷市が所管する指定通所介護事業所等において、通所介護等を提供しない休日及び夜間等に、当該事業所の人員及び設備を活用して保険外サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、通所介護等の提供に支障が生じることを防ぐとともに、保険外サービスの適正な運営を確保することを目的とする。

２　用語の定義

⑴　この指針において「指定通所介護事業者等」とは、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第７項に規定する通所介護、法第８条第８項に規定する通所リハビリテーション、法第８条第１７項に規定する地域密着型通所介護、法第８条第１８項に規定する認知症対応型通所介護、法第８条の２第６項に規定する介護予防通所リハビリテーション、法第８条の２第１３項に規定する介護予防認知症対応型通所介護又は法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（以下「通所介護等」という。）の指定を受けた事業者をいう。

⑵　この指針において「指定通所介護事業所等」とは、指定通所介護事業者等が当該事業を行う事業所（越谷市所管のものに限る。）をいう。

⑶　この指針において「保険外サービス」とは、介護保険給付の対象とはならないものの、高齢者及び地域住民のニーズに対応するサービスであって、通所介護等を提供しない休日及び夜間等に、指定通所介護事業所等の人員及び設備を活用して提供されるもの（関係法令及び関係通知等により、当該サービスを提供することが差し支えないとされているものに限る。ただし、宿泊サービスに係るものを除く。）をいう。

３　基本的な取扱い

⑴　指定通所介護事業者等は、保険外サービスを提供する場合は、当該指定通所介護事業者等の責任のもと、通所介護等の提供に支障を生じさせない範囲で行うものとすること。また、保険外サービスの提供について、あらかじめ通所介護等の利用者及びその家族に対して説明を行うこと。

⑵　指定通所介護事業者等は、指定通所介護事業所等の従業者以外の者（以下「外部人員」という。）が保険外サービスを提供する場合においても、当該保険外サービスの提供体制及び安全管理について必要な確認を行い、利用者の安全を確保するとともに、事故その他の緊急時に対応することができる体制を確保すること。
⑶　指定通所介護事業者等は、保険外サービスを提供した際には、利用者、提供日時及び提供した具体的な保険外サービスの内容その他必要な事項を記録すること。

4　保険外サービスの提供の制限

指定通所介護事業者等は、保険外サービスの提供が次のいずれかに該当すると認められるときは、当該保険外サービスを提供してはならない。
⑴　通所介護等の提供に支障を生じさせるおそれがあるとき。
⑵　指定通所介護事業所等の設備をき損するおそれがあるとき。
⑶　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
⑷　その他、市長が当該保険外サービスを提供することが適当でないと認めるとき。

5　通所介護等と保険外サービスの区分

指定通所介護事業者等は、通所介護等と保険外サービスを明確に区分するため、次に掲げる措置を講じること。
⑴　保険外サービスの利用者に対して当該保険外サービスの内容、提供時間、利用料等について説明を行い、あらかじめ利用者の同意を得ること。
⑵　保険外サービスの利用料は通所介護等の利用料とは別に請求すること。また、通所介護等の事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること。
⑶　保険外サービスの提供に要する費用を、通所介護等の利用者に係る利用料に上乗せしないこと。
⑷　法人に係る関係法令に基づき、定款の記載等の必要な措置を講じること。

6　人員の確保
⑴　指定通所介護事業者等は、保険外サービスの提供内容に応じて、当該保険外サービスの提供に必要な従業者の員数を確保すること。
⑵　保険外サービスの従業者は、保険外サービスの提供内容に応じて、必要な知識、経験、資格及び免許等を有する者とすること。
⑶　指定通所介護事業者等は、外部人員を活用して保険外サービスを提供する場合は、当該保険外サービスの提供を行う時間帯を通じて、指定通所介護事業所等の従業者を常時１人以上確保すること。

7　利用定員及び設備
⑴　指定通所介護事業者等は、保険外サービスの利用定員について、保険外サービ

スの提供内容、指定通所介護事業所等の設備等を勘案し、適当な数を定めること。

⑵　保険外サービスの利用者又は従業者が指定通所介護事業所等の設備及び備品等を使用する場合は、通所介護等の提供に支障がない範囲で使用すること。

⑶　指定通所介護事業者等は、保険外サービスの利用者又は従業者が指定通所介護事業所等の設備及び備品等をき損させた場合の費用負担について、対応方法をあらかじめ定めること。

⑷　指定通所介護事業者等は、指定通所介護事業所等の土地又は建物を賃借している場合は、保険外サービスの提供に当たり、あらかじめ賃貸人から必要な承諾を得ること。

8　衛生管理等

⑴　指定通所介護事業者等は、保険外サービスの利用者が使用する設備及び備品等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。

⑵　指定通所介護事業者等は、保険外サービスの提供に当たり、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

⑶　指定通所介護事業者等は、保険外サービスにおいて食事を提供する場合は、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）その他の関係法令を遵守すること。

9　秘密保持等

⑴　保険外サービスの従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。

⑵　指定通所介護事業者等は、保険外サービスの従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

10　苦情処理

⑴　指定通所介護事業者等は、提供した保険外サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。

⑵　指定通所介護事業者等は、⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

11　事故発生時の対応

⑴　指定通所介護事業者等は、利用者に対する保険外サービスの提供により事故が発生した場合は、越谷市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

⑵　指定通所介護事業者等は、⑴の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

⑶　指定通所介護事業者等は、利用者に対する保険外サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

⑷　指定通所介護事業者等は、外部人員を活用して保険外サービスを提供する場合は、当該外部人員との間で、事故発生時における対応方法をあらかじめ定めること。

12　記録の整備

⑴　指定通所介護事業者等は、保険外サービスに係る従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。

⑵　指定通所介護事業者等は、利用者に対する保険外サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間（①に掲げる記録にあっては、5年間）保存すること。

①　３⑶に定める具体的な保険外サービスの提供の内容等の記録

②　10⑵に定める苦情の内容等の記録

③　11⑵に定める事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

13　その他

⑴　調査等への協力等

指定通所介護事業者等は、提供した保険外サービスに関し、適切な保険外サービスが行われているかどうかを確認するために越谷市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行うこと。

⑵　関係法令及び関係通知等の遵守

指定通所介護事業者等は、保険外サービスの提供に当たり、この指針に定めるもののほか、関係法令及び関係通知等を遵守すること。

14　委任

この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この指針は、令和８年１１月９日から施行する。